

中小企業のみなさまへ

# 保証制度セレクション

令和6年度版



きっかけは、その保証でありたい  
**滋賀県信用保証協会**



キャッフィー キャップフィー  
2025わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
マスコットキャラクター  
当協会がわたSHIGA輝く国スポ・障スポを  
オフィシャルサポーターとして応援しています

# 経営者保証を不要とする取扱い

以下のいずれかに該当する場合、経営者保証を不要とする取扱いを行うことができます。

## (1)金融機関連携型 【BK連携型】

## (2)財務要件型無保証人保証制度 【財務型】

## (3)担保充足型 【担保型】

### 保証時の取扱い

#### (1)金融機関連携型【BK連携型】

○申込金融機関にて、以下の要件を充足している場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができる。

【要件1】経営者保証を不要とし、かつ保がないプロパー融資の残高がある。

【要件2】経営者保証を不要とし、かつ保がないプロパー融資を本保証付融資と同時に実行する。

【要件3】「直近2期の決算期において減価償却前売上高経常利益が連続して赤字でないこと」かつ

「直近決算期において債務超過でないこと」

○保証申込時に金融機関にて「経営者保証におけるガイドライン」における主たる債務者・保証人に求められる要件の確認を経た上で

「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書の提出が必要

#### (2)財務要件型無保証人保証制度【財務型】

○特定社債保証制度と同様の財務要件を設けた保証制度「財務要件型無保証人保証制度」を利用する場合は、経営者保証を不要とすることができる。

#### (3)担保充足型【担保型】

○申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保が図られる場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができる。

### 期中時(事業承継時を除く)の取扱い

○原則として以下のいずれかの方法により、期中時に経営者保証を不要とする対応ができる。

借 換 え	【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換えを行う。
条 件 変 更	【BK連携型】により経営者保証の解除を行う。

○【BK連携型】による条件変更の場合でも、「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書の提出は必要。

### 事業承継(代表者交代)時の取扱い

○原則として、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の保証追加は行わない。

○ただし、旧代表者の保証解除の要請があり、既存分の返済が正常で新代表者の保証を追加する場合は基本的に旧代表者の保証を解除する。

【BK連携型】【財務型】【担保型】いずれかの要件に当てはまる場合は、期中時(事業承継時を除く)の取扱いと同じ方法で借換え・条件変更により経営者保証を不要とする取扱いが可能。

### 担保充足型【担保型】取扱いの留意点

担 保 の 種 類	・担保の対象物は不動産のみとし、協会設定担保、金融機関設定担保のいずれでも可能とする。
担 保 の 評 価	・担保評価については、当協会の評価とする。
担 保 物 件 の 所 有 者	・担保物件は原則として申込人・代表者本人の所有物件とするが、申込人・代表者本人以外の第三者(実質経営者等含む)が担保提供者であった場合でも、取扱うことは可能とする。 ・担保提供者は物上保証人として扱う。
十 分 な 保 全	・当該保証付融資に対して、不動産担保により100%以上の保が図られている状況。 ・担保余力の多寡や設定順位、優劣条件等の取扱いについては問わない。 ・将来的な担保物件の追加(融資対象物件の建築等)は対象としない。あくまで、保証申込時点で十分な保が図られる場合に【担保型】での利用が可能とする。
資 金 使 途	・各保証制度の要件に則った取扱いとする。 ・不動産取得資金、不動産業者による商品物件購入資金についても、十分な保が図られれば取扱い可能とする。

経営者保証不要!!

## ● 事業者選択型経営者保証非提供制度 (横断的制度)

ご利用いただける方	<p>次の(1)～(5)を全て満たす法人(※1)</p> <p>(1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること</p> <p>(2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと</p> <p>(3)次のいずれかを満たすこと</p> <p>①直前決算において債務超過でない(※2)</p> <p>②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)</p> <p>(4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <p>①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること</p> <p>②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと</p> <p>(5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること</p> <p>※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。</p> <p>※2 貸借対照表において「純資産の額<math>\geq 0</math>」となること。</p> <p>※3 損益計算書において「経常利益+減価償却<math>\geq 0</math>」となること。</p>
保証料率	<p>ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 各信用保証協会所定の保証料率に<b>0.25%</b>上乗せ</p> <p>ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 各信用保証協会所定の保証料率に<b>0.45%</b>上乗せ</p>
対象となる保証制度	<p>原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険</li> <li>新事業開拓保険・事業再生保険</li> </ul> <p>(注①)本制度は、個別の保証制度ではありません。</p> <p>(注②)法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。</p>

☆個別の保証制度としては、下記の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)があります。

## ● 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度 (国補助制度)

ご利用いただける方	上記、事業者選択型経営者保証非提供制度と同じ
保証限度額	<b>8,000万円</b> ※セーフティネット保証4、5号の場合は別枠で8,000万円
対象資金	運転資金、設備資金
保証料率	<p>ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 0.70%～2.15% (所定の保証料率に<b>0.25%</b>上乗せ)</p> <p>ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 0.90%～2.35% (所定の保証料率に<b>0.45%</b>上乗せ)</p>
保証料補助	<p>申込日に応じて0.05%～0.15%に相当する額(※)</p> <p>※令和6年3月15日～令和7年3月31日までの申込は<b>0.15%</b> 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの申込は<b>0.10%</b> 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの申込は<b>0.05%</b></p>
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)

\*条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。

# 創業をお考えのみなさまへ

## 経営者保証不要!

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となる必要はありません。

# スタートアップ創出 促進保証制度

ご利用いただける方は、次のいずれかに該当する方です。

### 創業を予定されている方

- 事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある  
※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。
- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

### 創業後5年未満の法人

- 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。  
なお、ご利用いただける法人の企業形態は、会社法第2条第1項に定める株式会社、合名会社、合資会社、合同会社です。

## スタートアップ創出促進保証制度の概要

保証限度額	3,500万円	責任共有制度	対象外(100%保証)
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内 (据置期間1年または3年以内(※))
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	1.2% (創業関連保証の保証料率に <b>0.2%上乗せ</b> )
添付書類	創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)		

※次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。

- ①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする
- ②保証申込時にプロパー借入の残高がある

### 借入前にご確認ください



創業を予定されている方、または  
税務申告1期末終了の方は、  
創業資金総額の**1/10以上の自己資金**が  
必要となります。

### ガバナンス体制の確認



本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェック(※)を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出してください。

※持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います。

ゼロゼロ融資からの借換可能!!

- 伴走支援型特別保証
- セーフティネット保証  
(ポストコロナ新規枠・ポストコロナ借換枠)

対象者	要件を満たし、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者
保証限度額	1億円
対象資金	事業資金
保証料率	0.20～1.15%
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置5年以内)
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年6月30日に保証協会が受付したもの

早期の事業再生をサポート!!

- 事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)

対象者	債権者間の合意が取れている事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者。
保証限度額	2億8,000万円 (組合等 4億8,000万円)
対象資金	事業再生の計画の実施に必要な事業資金
保証料率	0.20%
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内(据置期間5年以内)
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年6月30日に保証協会が受付したもの

※本制度の利用には事前相談が必要です。

- 政策推進資金 (再生支援枠)

対象者	次のいずれかに該当する方 ①滋賀県中小企業活性化協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる方 ②金融機関等による経営改善計画の策定支援を受け、滋賀県信用保証協会経営サポート会議において、今後の企業再生が見込まれると判断された方 ③事業再生計画の策定支援機関の指導を受けて作成した計画等に従って事業再生を行う借換資金が必要な方
保証限度額	1億円
対象資金	中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づいた事業に必要な資金
保証料率	対象者①および②の場合 <一般保証>年0.37%～1.82% 対象者③の場合 <事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)>年0.2%
保証期間	対象者①および②の場合 10年以内(据置期間2年以内) ※特に必要と認める場合 15年以内(据置期間2年以内) 対象者③の場合 10年以内(据置期間5年以内) ※特に必要と認める場合 15年以内(据置期間5年以内)

## DX導入 をお考えの中小企業の皆さまへ

### 政策推進資金(DXデジタル推進枠)

#### ご利用いただける方

デジタル技術を有効に活用するなど、DXに取り組み、経営課題の解決や生産性向上を目指す方。

#### 対象資金

経営課題の解決や生産性の向上を目的として、デジタル技術の活用やシステムの導入等により、DXに取り組み、成長・競争力の強化を図る際に、必要となる設備資金および運転資金。

保証限度額	3,000万円	融資利率	年1.5%以内
保証期間	10年以内(据置2年以内)	保証料率	年0.45%~1.20%
担保	必要に応じて	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

## CO<sub>2</sub>ネットゼロ をお考えの中小企業の皆さまへ

### 政策推進資金(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠)

#### ご利用いただける方

県が行う「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ」ムーブメント」に賛同するとともに、省エネルギー設備等を導入しようとする方。

#### 対象資金

省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入を図るために必要な設備資金およびCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組むために必要な設備資金。

保証限度額	1,000万円 (蓄電池設備は8,000万円)	融資利率	年1.0%以内
保証期間	10年以内(据置2年以内)	保証料率	年0.00%~1.40%
担保	必要に応じて	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

# 目次

<b>創業期の保証制度</b> .....	<b>P7</b>
創業関連保証、スタートアップ創出促進保証、開業資金（創業枠）（創業サポート枠）（女性創業枠）、長浜市創業支援資金保証	
<b>持続的発展期の保証制度</b> .....	<b>P7</b>
一般保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証（カードSmile）、短期継続融資保証（ケイゾク（通常枠）（税理士連携枠）（金融機関モニタリング枠））、中小会計要領評価保証（会計力）、短期事業資金（通常枠）（原油価格・物価高騰対応枠）、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度、プロパー融資借換特別保証制度	
<b>小規模事業者の方に</b>	
経営支援資金（小規模企業者枠）、小口零細企業保証（全国小口保証）、経営支援資金（小規模企業者特別枠）	
<b>成長発展期の保証制度</b> .....	<b>P9</b>
政策推進資金（DXデジタル推進枠）、プロパー協調融資保証（アシストライン）、事業性評価保証（リレーション）、政策推進資金（がんばる企業応援枠）、特別大口無担保保証（ロングラン70）、財務要件型無保証人保証、特定社債保証、流動資産担保融資保証（ABL保証）	
<b>自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度</b> .....	<b>P10</b>
経営安定関連保証（セーフティネット保証）、セーフティネット資金（新規枠）（借換枠）、緊急経済対策資金（新規枠）（借換枠）	
<b>大規模な経済危機や自然災害等の備えまたは発生した時に</b>	
伴走支援型特別保証、セーフティネット資金（ポストコロナ新規枠）（ポストコロナ借換枠）	
<b>経営改善・再生支援に関する保証制度</b> .....	<b>P11</b>
事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）、政策推進資金（再生支援枠）	
<b>事業承継・廃業に関する保証制度</b> .....	<b>P12</b>
事業承継特別保証、経営承継借換関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、政策推進資金（事業承継枠）、事業承継サポート保証	
<b>本業を通じたSDGs達成のための保証制度</b> .....	<b>P13</b>
SDGsトライアル保証、SDGsステップアップ保証、政策推進資金（CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進枠）、政策推進資金（SDGs推進企業応援枠）	
<hr/>	
<b>■当協会独自の信用保証料率割引</b> .....	<b>P13</b>
<b>■滋賀県内各市町の保証協会付融資施策について（令和6年4月1日現在）</b> .....	<b>P14</b>
<b>■信用保証料について</b> .....	<b>P16</b>
<b>■専門家派遣のご案内</b> .....	<b>P17</b>
<b>■信用保証料率表（令和6年4月1日現在）</b> .....	<b>P18</b>

## 創業期の保証制度

これから創業をお考えの方や創業間もない方向けに店舗の開設等の準備資金や事業が軌道に乗るまでの資金を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
<b>創業関連保証</b> ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方	3,500万円 <sup>(※1)</sup>	金融機関所定	1.00% (割引制度P13参照)	10年以内 (1年)
<b>スタートアップ創出促進保証</b> ☆責任共有制度対象外 ♡経営者保証不要	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方であって、一定の要件を満たす法人			1.20%	10年以内 (1年) <sup>(※4)</sup>
<b>開業資金(創業枠)</b> ☆責任共有制度対象外 県 一般保証は責任共有制度対象	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備合計 2,500万円 <sup>(※2)</sup>	1.00%	1.00% <sup>(※3)</sup> 一般保証 0.37～1.82%	7年以内 (1年)
<b>開業資金(創業サポート枠)</b> ☆責任共有制度対象外 県 一般保証は責任共有制度対象	開業資金(創業枠)の対象者で滋賀県が定める要件を満たす方			0.50% <sup>(※3)</sup> 一般保証 0.00～1.32%	
<b>開業資金(女性創業枠)</b> ☆責任共有制度対象外 県	創業をお考えの方、または創業後5年未満の女性で滋賀県が定める要件を満たす方			0.70% <sup>(※3)</sup>	
<b>長浜市創業支援資金保証</b> ☆責任共有制度対象外 市	創業をお考えの方、または創業後3年未満の方で長浜市が定める要件を満たす方	2,000万円	1.00% 但し 保証金額 1千万円までは 0.80%	0.50% 但し 保証金額 1千万円までは 0.00%	

\*1 創業関連保証、スタートアップ創出促進保証および再挑戦支援保証を合算して3,500万円。

\*2 創業枠、創業サポート枠、女性創業枠の融資残高を含めて2,500万円以内となります。

\*3 経営者保証免除対応を適用する場合(スタートアップ創出促進保証を利用する場合は、0.2%上乗せとなります)は、0.2%上乗せとなります。

\*4 プロパーとの協調融資または、プロパー協調融資残高がある場合は据置3年以内とすることが可能です。

### ◆創業サポート枠対象者◆

(ア) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた方で市町の証明を受けた方(保証限度額が3,000万円まで利用可能)

(イ) 県内インキュベーション施設の入居者

(ウ) 県の定める創業支援施策を受けた方で証明を受けた方

(エ) 商工会、商工会議所、産業支援プラザの経営支援(認定特定創業支援等事業に準ずる支援<sup>(\*)</sup>)を受けた方

\*認定特定創業支援等事業に準ずる支援とは ①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓の知識が身につく継続的な支援。(商工会議所等が自ら実施する創業塾や窓口相談等。①～④の全項目についての支援が必要。)商工会議所等で終了の確認が取れば外部セミナーも対象となります。

### ◎大学連携信用保証料割引制度

創業関連保証、スタートアップ創出促進保証、開業資金(創業サポート枠)については要件を満たすと大学連携信用保証料割引制度の対象となります。(詳細は13ページをご覧ください。)

## 持続的発展期の保証制度

収支スレや季節要因等によって資金繰りが悪化しがちな持続的発展期を支援するための保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
<b>一般保証</b>	(法人)滋賀県内に本店または事業所を有する企業 (個人)住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関所定	0.45～1.90%	原則 運転 7年以内 設備 15年以内
<b>当座貸越根保証</b>	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい方	2億8,000万円		0.39～1.62% (特殊保証料率)	運転・設備 1年 または 2年
<b>事業者カードローン 当座貸越根保証</b>		100万円～ 2,000万円			
<b>小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 (カードSmile)</b>	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい小規模事業者	50万円～ 500万円 ※白色申告の 個人事業者は 50万円～200万円			運転・設備 2年

保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
短期継続 融資保証 (ケイゾク)	通常枠	資本性に近い資金供給をお求めの方	1,500万円 <sup>(※1)</sup>	金融機関 所定	0.45 ~ 1.90%	運転 12か月以内
	税理士連携枠	税理士による月次管理をされている方で資本性に近い資金供給をお求めの方	通常枠と合算で 3,000万円以内		0.35 ~ 1.80%	
	金融機関 モニタリング 枠	金融機関による事業性評価と定期的なモニタリングを実施されている方で資本性に近い資金供給をお求めの方	2,000万円以内 <sup>(※2)</sup>			
中小会計要領評価保証 (会計力)		税理士による月次管理をされていて、かつ中小会計要領に基づく会計処理をされている方	2億8,000万円			10年以内
短期事業資金 県	通常枠	原則、直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の方	1,500万円	2.20%	0.45 ~ 1.90%	12か月以内
	原油価格・ 物価高騰 対応枠	一定の条件を満たした中小企業者あるいは組合であって、原油価格や原材料価格の上昇による影響を直接または間接に受けている方	1,000万円	2.20%	0.225 ~ 0.95%	
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証制度 (国補助制度) ♡経営者保証不要		一定の要件を全て満たした法人の方	8,000万円 <sup>(※3)</sup>	金融機関 所定	0.70 ~ 2.35% <sup>(※4)</sup>	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (1年)
経営支援資金 (経営者保証非提供促進枠) 県 ♡経営者保証不要				1.50%		10年以内 (1年)
プロパー融資借換 特別保証制度 ♡経営者保証不要		申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、一定の要件を全て満たした法人の方	2億8,000万円 <sup>(※5)</sup> 組合等 4億8,000万円 <sup>(※5)</sup>	金融機関 所定	0.45 ~ 1.90%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (1年)

\*1 税理士連携枠と合算で3,000万円以内。

\*2 通常枠・税理士連携枠と合算で平均月商の3か月以内。

\*3 経営安定4号又は5号に係るものについては上記と別に8,000万円。

\*4 記載の保証料率から0.15%の割引があります(令和6年3月15日~令和7年3月31日申込受付分)。

\*5 申込金融機関における保証限度額は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内。

## 小規模事業者の方に

常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人)以下の小規模企業の方を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
経営支援資金 (小規模企業者枠) 県	原則として直近2期平均の経常利益が <sup>※</sup> 700万円以下の小規模事業者の方	1,500万円	1.45%	0.45 ~ 1.20%	運転 5年以内 設備 7年以内

常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人)以下の小規模企業(特定非営利活動法人除く(※))の方を支援する保証制度です。

※医業を主たる事業とする特定非営利活動法人は申込可能です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
小口零細企業保証 (全国小口保証) ☆責任共有制度対象外	申込金額を含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下の小規模事業者の方	2,000万円	金融機関 所定	0.50 ~ 2.20% (割引制度P13参照)	運転 7年以内 設備 15年以内
経営支援資金 (小規模企業者特別枠) 県 ☆責任共有制度対象外	申込金額を含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下の小規模事業者でかつ原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模事業者の方	1,000万円	1.25%	0.50 ~ 1.20%	運転 5年以内 設備 7年以内

# 成長発展期の保証制度

新商品・サービスの開発や販路開拓を進めるなど成長発展期を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
政策推進資金 (DXデジタル推進枠) <small>県</small>	デジタル技術を有効に活用するなど、DXに取り組み、経営課題の解決や生産性の向上を目指す方	3,000万円	1.50%以内	0.45 ~ 1.20%	10年以内 (2年)
プロパー協調融資保証 (アシストライン)	信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関所定	0.35 ~ 1.90%	15年以内 (6か月)
事業性評価保証 (リレーション)	金融機関による事業性評価が行われていて、信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関所定	0.35 ~ 1.80%	15年以内 (1年)
政策推進資金 (がんばる企業応援枠) <small>県</small>	保証協会付融資と金融機関プロパー融資を受け、策定した事業計画を実施することで物価高騰等の影響からの脱却を図る方	4,000万円	1.50%以内	0.45 ~ 1.15%	10年以内 (2年)
特別大口無担保保証 (ロングラン70) <small>⚠財務要件あり</small>	一定の財務要件を満たし、金融機関の推薦があって大口の資金を必要とされている方	2億円	金融機関所定	0.36 ~ 1.52%	一括返済 7年以内 分割返済 10年以内 (2年)
財務要件型 無保証人保証 <small>⚠財務要件あり ⚠経営者保証不要</small>	一定の財務要件を満たす方で、経営者の保証なしで資金調達をお考えの方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円		0.45 ~ 1.90%	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内 (1年)
特定社債保証 <small>◇適債要件あり ⚠経営者保証不要</small>	社債を発行して資本市場から直接資金調達を行いたい方	4億5,000万円 80%保証であり社債の最高発行限度額は5億6,000万円  (最低発行額) 3,000万円	発行体所定利率	0.40 ~ 1.76%	2年以上 7年以内
流動資産担保融資保証 (ABL保証) <small>⚠経営者保証不要</small>	売掛金(電子記録債権)や商品在庫等を担保にして資金調達されたい方	2億円 (融資額2億5,000万円の保証割合80%)	金融機関所定	0.68%	根保証 1年(更新可) 個別保証 1年以内

\*財務要件型無保証人保証は要件を満たせば財務要件型無保証人保証割引制度の対象となります。(詳細は14ページをご覧ください。)

\*特定社債保証と流動資産担保融資保証(ABL保証)は固有の手続きがありますので、具体的なお申込みにあたっては、事前にお問い合わせください。

\*流動資産担保融資保証(ABL保証)の譲渡担保の対象となる売掛債権は売掛金債権、割賦債権販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権等です。

## ◆特別大口無担保保証(ロングラン70)、財務要件型無保証人保証、特定社債にかかる要件◆

項目	資格要件		
	基準1	基準2	基準3
純資産	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
(1)自己資本 (2)純資産倍率	20%以上 2.0倍以上	20%以上 1.5倍以上	15%以上 1.5倍以上
(3)使用総資本事業利益率 (4)インタレスト・カバレッジ・レシオ	10%以上 2.0倍以上	10%以上 1.5倍以上	5%以上 1.0倍以上
基準1、基準2あるいは基準3においてそれぞれ(1)または(2)で1項目および(3)または(4)で1項目該当する必要があります。			

# 自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度

経済危機時の売上の急減や自然災害時において設備の損壊や風評被害等により事業継続が困難な状況となった場合など信用取引の収縮が生じた際に資金調達ができるよう支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件4号 ☆責任共有制度対象外	突発的災害や属している業種の業況悪化などの理由により、市町村長の証明を受けた方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.90%	運転 10年以内 (1年)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件5号				0.80%	設備 15年以内 (1年)
セーフティネット資金 (新規枠) <sup>*1, 2</sup> 認定要件2号 ☆責任共有制度対象外	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方	1億円	1.00%	0.85%	運転 7年以内 (1年)
セーフティネット資金 (新規枠) <sup>*1</sup> 認定要件5号	突発的災害や属している業種の業況悪化などの理由により、市町村長の証明を受けた方		1.00%	0.80%	設備 10年以内 (2年)
セーフティネット資金 (借換枠) <sup>*1, 2</sup> 認定要件2号 ☆責任共有制度対象外	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方	2億2,000万円 (増額分含む)	1.50%	0.85%	7年以内 (1年)
セーフティネット資金 (借換枠) <sup>*1</sup> 認定要件4号 ☆責任共有制度対象外	突発的災害や属している業種の業況悪化などの理由により、市町村長の証明を受けた方		1.50%	0.85%	10年以内 (2年)
セーフティネット資金 (借換枠) <sup>*1</sup> 認定要件5号				0.80%	
緊急経済対策資金 (新規枠)	セーフティネット資金(新規枠)の対象者でないもので滋賀県が定める要件を満たす方	5,000万円	1.25%	0.45 ~ 1.20%	7年以内 (1年)
緊急経済対策資金 (借換枠)	セーフティネット資金(借換枠)の対象者でないもので滋賀県が定める要件を満たす方	8,000万円 (増額分含む)	1.50%		10年以内 (2年)

\*1 セーフティネット資金(新規枠)で上限1億円、セーフティネット資金(借換枠)で上限2億2,000万円。

\*2 ダイハツ工業の生産停止に関連する認定要件2号の指定期間は、令和5年12月20日~令和6年12月19日となっています。

## ◆認定要件◆

- 【1号】大型倒産(再生手続開始申立等)発生により影響を受ける方
- 【2号】取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方
- 【3号】突発的災害(事故等)により影響を受ける方
- 【4号】突発的災害(自然災害等)により影響を受ける方
- 【5号】業況の悪化している業種に属することにより影響を受ける方
- 【6号】金融機関の破綻により影響を受ける方
- 【7号】金融機関の経営の相当程度の合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している方
- 【8号】整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると判断される方

## 大規模な経済危機や自然災害等への備えまたは発生した時に

国内外の金融秩序の混乱や感染症の流行、その他の事象が突発的に生じた際に、売上減少などにより、資金繰りが悪化した中小企業者を支援するため期間限定で発動する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
伴走支援型特別保証	新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業継続または経営の安定に支障が生じており、経営行動計画書を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる方	1億円	金融機関所定	0.20%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (5年)
セーフティネット資金 (ポストコロナ新規枠) (伴走支援型特別保証制度対応)	伴走支援型特別保証の対象者で、滋賀県が定める要件を満たす方		1.00%	一般保証 0.20～1.15%	10年以内 (5年)
セーフティネット資金 (ポストコロナ借換枠) (伴走支援型特別保証制度対応)			1.50% 以内		

※上記伴走支援型特別保証およびセーフティネット資金(ポストコロナ新規枠・借換枠)の取扱いは令和6年6月30日受付分までとなります。

## 経営改善・再生支援に関する保証制度

売上減少等で収益性が悪化し、約定返済が困難となった場合、経営改善計画を策定し、これに沿った既存融資の借換等や新規融資により、資金繰りを支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、債権者間の合意が取れている経営改善計画を基に事業の再生に取り組む方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.20%	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (5年)
政策推進資金 (再生支援枠)	【一般保証】 中小企業活性化協議会等の支援により経営改善計画を策定し、滋賀県が定める要件を満たす方	1億円		0.37～1.82%	10年以内 (2年) 特に認める場合 15年以内 (2年)
	【借換・改善サポート(感染)】 新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、事業再生計画の策定支援機関等の指導を受けて作成した計画に従って事業再生を行う借換融資が必要な方			0.20%	10年以内 (5年) 特に認める場合 15年以内 (5年)

### ◆事業再生計画実施関連保証を利用する際に必要な計画策定支援機関等◆

- |                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① 中小企業基盤整備機構                | ⑦ 私的整理に関するガイドライン            |
| ② 認定支援機関(活性化協議会・産業復興相談センター) | ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン |
| ③ 特定認証紛争解決手続                | ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドライン      |
| ④ 整理回収機構                    | ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合 |
| ⑤ 地域経済活性化支援機構               | ⑪ 経営サポート会議                  |
| ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構           | ⑫ 認定経営革新等支援機関               |

## 事業承継・廃業に関する保証制度

事業を経営者の親族や役員・従業員へ承継しようとお考えの方、または事業を撤退しようとお考えの方に必要な資金を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
<b>事業承継特別保証</b> ⚠財務要件あり ⚠経営者保証不要	一定の財務要件を満たし、事業承継時における資金調達をお考えの中小企業者	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45～1.90% 一定の要件を 満たす場合 <sup>(※2)</sup> 0.20～1.15%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (1年)
<b>経営承継借換関連保証<sup>*1</sup></b> ⚠財務要件あり ⚠経営者保証不要	経営者が経営者保証を提供していることによって事業活動の継続に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた事業承継を予定する中小企業者	2億8,000万円			
<b>経営承継関連保証<sup>*1</sup></b>	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴って事業活動に支障が生じていることについて経済産業大臣の認定を受けた方				
<b>特定経営承継関連保証<sup>*1</sup></b>	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴って事業活動に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた中小企業の代表者			0.45～1.90%	運転 10年以内 (1年) 設備 15年以内 (1年)
<b>経営承継準備関連保証<sup>*1</sup></b> ⚠一部経営者保証不要	後継者の確保が困難等に起因する事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行おうと経済産業大臣の認定を受けた中小企業者				
<b>特定経営承継準備関連保証<sup>*1</sup></b>	後継者の確保が困難等に起因する事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行おうと経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人				
<b>政策推進資金 (事業承継枠)<sup>*1</sup></b> <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">県</span>	安定的な経営権の確保により滋賀県内で事業継続を図る方で滋賀県の定める要件を満たす方	1億円	1.00%	0.45～1.20% 一定の要件を 満たす場合 <sup>(※2)</sup> 0.20～0.45%	10年以内 (1年) (2年) <sup>*3</sup>
<b>事業承継サポート保証</b>	持株会社を活用した事業承継対策をご検討されている方	2億8,000万円	金融機関 所定	1.15%	15年以内 (2年)

\*1 事業承継に関する特例をご利用の場合は、経済産業大臣の認定が必要です。

\*2 中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継計画の確認を受けた場合

\*3 事業承継特別保証利用の場合は据置期間2年以内、それ以外は1年以内

## 本業を通じたSDGs達成のための保証制度

本業を通じて社会的課題の解決に取り組む方のための保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
SDGsトライアル保証	本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	1,000万円	金融機関 所定	0.45～1.90% <small>継続時(目標達成の場合)</small> 0.25～1.70%	初年度～3年目 短期12か月以内 2年目以降 長期7年以内
SDGsステップアップ保証	SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取組みを始めており、本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	3,000万円		0.25～1.70%	運転10年以内 設備15年以内 (5年)
政策推進資金 (CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進枠) <small>県</small>	県が行う「しがCO <sub>2</sub> ネットゼロ」ムーブメント」の取り組みに賛同するとともに、一定の条件を満たす方	1,000万円 (蓄電池は8,000万円)	1.00%	0.00～1.40%	設備10年以内 (2年)
政策推進資金 (SDGs推進企業応援枠) <small>県</small>	SDGsの理念に賛同するとともに、別に定める社会的課題の解決に資する産業分野の事業を営んでいる方	1億円	1.25%	0.45～1.90%	運転5年以内 (1年) 設備10年以内 (2年)

### ◆社会的課題の解決に資する産業分野◆

- ①環境・エネルギー事業
- ③クリエイティブ事業
- ⑤防災対策事業
- ⑦保育・育児事業
- ②医療・介護・健康関連事業
- ④観光事業
- ⑥雇用支援・人材育成事業

## 当協会独自の信用保証料率割引

割引の名称	対象者	割引対象の保証制度	割引制度適用後保証料率	取扱期間
商工会・商工会議所 連携保証料割引制度	次の①～③すべてを満たす方 ①1期(6か月)以上の決算を実施していること ②条件変更等による返済緩和を受けていないこと ③商工会・商工会議所の経営指導を6か月以上受けていること	①小口零細企業保証 (全国小口保証) ②創業関連保証	①0.45～1.98% ②0.90%	令和7年3月31日 保証申込(当協会 受付)分まで
大学連携信用保証料 割引制度	次の①または②に該当し既保証付融資が条件変更等の返済緩和を受けていない方 ①当協会と連携協定を締結する大学に在籍する方または卒業から創業までの期間が5年以内の方 ②当協会が連携協定を締結する大学の大学発ベンチャー認定制度の認証を受けた方	対象者① 開業資金(創業サポート枠) 対象者② 開業資金(創業サポート枠) 創業関連保証 スタートアップ創出促進保証	開業資金(創業サポート枠) 0.00% ※スタートアップ創出促進保証利用時は0.20%  創業関連保証 0.50%  スタートアップ創出促進保証 0.70%	令和9年3月31日 保証申込(当協会 受付)分まで

\*小口零細企業保証の詳細は8ページをご覧ください。

\*創業関連保証、開業資金、スタートアップ創出促進保証の詳細は7ページをご覧ください。

割引の名称	対象者	割引対象の保証制度	割引制度適用後保証料率	取扱期間
財務要件型無保証人保証割引制度 (ロングラン70財務型) ♡経営者保証不要	特別大口無担保保証の対象者で、次の①～④すべてを満たす方 ①当協会の保証対象要件に該当する中小企業者(法人)であること ②引き続き2年以上事業を営み、決算書を2期(1期12か月)提出できること ③公租公課について完納していること ④実態バランスシートにおいて債務超過でないこと	財務要件型無保証人保証	0.36～1.52%	令和7年3月31日保証申込(当協会受付)分まで

\* 特別大口無担保保証および財務要件型無保証人保証の詳細は9ページをご覧ください。

## 滋賀県内各市町の保証協会付融資施策について (令和6年4月1日現在)

\* 詳細については、各市町へご照会ください。

### 【融資制度】

融資制度名	取扱市町名	融資対象者	資金用途	限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
中小企業経営安定資金	大津市	大津市内に事業の本拠地がある中小企業者	運転資金 または 設備資金	運転 1,000万円 設備 2,000万円	1.50%	0.45～1.90%	運転 6年以内 設備 8～9年以内
長浜市創業支援資金	長浜市	創業をお考えの方、または創業後3年未満の方で長浜市が定める要件を満たす方		2,000万円	1.00% 但し 保証金額 1千万円までは 0.80%	0.50% 但し 保証金額 1千万円までは 0.00%	7年以内 (1年)

### 【保証料補助】

市町名	対象資金	補助内容	期間等	
守山市	①セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (ただし、a.令和2年3月5日以降に中小企業信用保険法第2条第5項第4号、b.平成20年10月31日以降に第5号およびc.令和2年3月13日以降に中小企業信用保険法第2条第6項の市町長の認定を受けたもの。伴走支援型特別保証を除く) ②開業資金(創業枠)(創業サポート枠)(女性創業枠) ③政策推進資金(事業承継枠)	【補助率】 支払済保証料の1/2 (ただし、①セーフティネット資金の借換枠を利用する場合は、増額された融資額に対して支払った信用保証料の1/2、②特定創業支援事業証明者の場合は保証料全額補助)	【利用回数と限度額】 ①a,cについては、経済産業省が指定する同一の事由(場合)ごとに1事業者1回。bについては1事業者あたり1回。(ただし、1事業者の上限は50万円) ②上限30万円 (ただし、認定特定創業支援等事業証明者の場合は60万円) ③上限30万円	①平成21年1月9日から令和7年3月31日まで ②平成29年4月1日から令和8年3月31日まで ③令和3年4月1日から令和7年3月31日まで
栗東市	①経営支援資金(小規模企業者特別枠)(小規模企業者枠) ②セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) ③緊急経済対策資金(新規枠)(借換枠) ④開業資金(創業枠)(創業サポート枠)(女性創業枠) ⑤栗東市小規模企業者小口簡易資金	【補助率】 ①～③は支払済保証料の2/10 ④、⑤は支払済保証料の3/10	【利用回数と限度額】 複数回可能 (ただし、1事業者の上限は50万円)  【助成期間】 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に保証を受けた融資	平成28年4月1日から

【利子補助】

市町名	対象資金	補助内容		期間等
野洲市	①経営支援資金(小規模企業者枠) ②セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (平成20年10月31日から令和5年3月31日までの間に中小企業信用保険法第2条第5項および6項の市町長の認定を受けたもの) ③野洲市小規模企業者小口簡易資金	【補助率】 年0.40% (セーフティネット資金のみ、利子補助金の限度額が5万円で、申請可能回数は1事業者あたり1口のみ)	【補助期間】 前年の4月1日からその翌年の3月31日まで	令和6年6月上旬から 令和6年7月下旬まで
高島市	①滋賀県中小企業振興資金制度融資「開業資金」 (平成27年9月1日以降に融資実行されたもの)	【補助率】 年1.00% (年度内における1事業者の補助限度額は15万円)	【補助期間】 36か月	平成28年4月1日から 令和9年3月31日まで
東近江市	①滋賀県中小企業振興資金制度融資「開業資金」 (補助対象の融資は3,000万円を限度)	【補助率】 年1.00%	【補助期間】 融資を受けた月から 36か月	平成25年7月1日から
日野町	新型コロナウイルス感染症の影響を受け 借り入れたセーフティネット保証(新規枠) (借換枠)	【補助率】 年1.00%	【補助期間】 最大36か月	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
竜王町	セーフティネット資金 (ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号および中小企業信用保険法第2条第6項の市町長の認定を受けたもの)	【補助率】 年1.00%	【補助期間】 融資を受けた月から 36か月	令和2年5月25日から

# 信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、委託された中小企業・小規模事業者の方にお支払いいただくものです。

この信用保証料は、信用保証協会の適正な運営を行うため、直接利用者に負担していただくもので、日本政策金融公庫の信用保険料、信用保証協会の業務費、損失負担（代位弁済等）に充当しています。

中小企業・小規模事業者の方が、信用保証協会の保証を受け、金融機関から融資を受けられたときは、所定の信用保証料を金融機関を通して信用保証協会に支払っていただきます。

## 信用保証料の計算式

信用保証料は、貸付金額・保証料率・保証期間・返済方法等を計算基盤にして一定の計算式で算出します。

【期日一括返済の場合】

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間（月数）} \times 1 / 12$$

【均等分割返済の場合】

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間（月数）} \times 1 / 12 \times \text{回数別係数}$$

\* 保証期間は貸付実行日から保証期日までです。1か月未満の端数（日数）が生じた場合は、1か月として算出します。

### ◆回数別係数◆

保証期限までの分割返済の回数に応じて、係数が決まります。

回数別区分	6回以下	7～12回	13～24回	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55

## 信用保証料率（リスク考慮型保証体系）

中小企業者の財務内容等に応じて、下表のとおり9段階となります。また、責任共有制度に該当する場合の「責任共有保証料率」と該当しない場合の「信用保証料率」に区分されます。

例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）・流動資産担保融資保証等の特別な保証には、一定の保証料率が適用されます。

なお、最終的な保証料率は、個別に中小企業者の定性要因を加味して協会が決定します。

（単位：％）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 （特殊保証料率）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率 （特殊保証料率）	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

\* 「責任共有保証料率」とは、信用保証協会と金融機関がリスクを分担している保証制度の保証料率となります。

\* 「特殊保証料率」は、手形割引根保証、当座貸越根保証および事業者カードローン根保証に適用します。

\* 「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

\* 「信用保証料率」は、保証委託額に対する率であり、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

## 事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）について

要件を満たす場合、信用保証料率を上乗せすることで経営者保証を提供しないこととすることが可能です。

- 対象：無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険のうち、制度上経営者保証を徴求しないとなっているもの以外。
- 保証料上乗せ整理表

	（直前決算期）債務超過でない	（直前決算期）債務超過である
（申込日の直前2期の決算） 減価償却前経常利益：いずれかが赤字でない	所定料率+0.25%	所定料率+0.45%
（申込日の直前2期の決算） 減価償却前経常利益：いずれも赤字である	所定料率+0.45%	事業者選択型制度の対象外
法人設立後2事業年度の決算が未了	財務要件を問わず 所定料率+0.45%	

## 経営支援

## 事業承継支援

# 経営のお悩み ご相談ください！

経営改善や事業承継など、みなさまの企業経営における様々な問題の解決に向け、経営相談や専門家派遣など、経営支援の一層の充実に努めています。

### 経営サポート会議

経営サポート会議とは、当協会が事務局となって開催する会議です。

お客さま・金融機関・信用保証協会が一堂に会し、経営改善に向けた方向性について意見交換や審議を行います。

### 計画策定費用の一部補助

国が実施する「経営改善計画策定支援事業」を利用した経営改善計画策定にかかる費用について、当協会が独自に補助し、一歩踏み込んだ経営支援を行います。  
(補助額上限20万円)

### 外部専門家派遣

中小企業診断士や公認会計士といった外部専門家を派遣し、事業の成長発展や経営改善の方向性を提案します。

### 派遣費用は無料

【派遣回数】 経営診断4回+最終報告会

【コース】

- 経営改善コース
- 事業承継コース
- 生産性向上コース
- IT入門コース
- チャレンジコース
- フォローアップコース

### 事業承継支援

事業承継に関する課題解決に向けたサポートを行っています。  
外部専門家派遣の「事業承継コース」では、円滑な事業承継に向けたアドバイスを行います。

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター等の関係機関と連携し、親族内承継やM&A等に関する一体的支援を行います。

経営支援について  
詳細はこちらから▶



【ご相談・お問い合わせ】 経営支援部 TEL：077-511-1323

## 信用保証協会団体信用生命保険（保証協会団信）のご案内

### 後継者の方にとっての事業の維持安定、 ご家族の安心を図るために、お役立てください。

保証協会団信は、中小企業の方へのプラスワンサービスとして取扱いを行っているもので、信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主の方（法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方）がその融資の債務全額を返済されないうちに「死亡」または「所定の高度障害」といった不測の事態に陥られた場合に、全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受け取る保険金を基に、金融機関に対して当該債務を弁済するものです。信用保証協会団体信用生命保険（保証協会団信）は希望者限定のサービスとなっています。

保証協会団信の加入の有無は、保証の諾否と関係ありません。

【お問い合わせ】 全国信用保証協会連合会 保証協会団信専用ダイヤル **TEL:0120-966-023**  
\*受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

# 信用保証料率表（令和6年4月1日現在）

区分	制度名	カテゴリー (財務諸表がない場合は⑤を適用)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	割引 有担保 (*1)	割引 会計参与 (*2)	
			法人 CRD評点 個人 CRD評点	0~20 0~32	21~30 33~42	31~36 43~51	37~45 52~63	46~55 64~74	56~60 75~76	61~66 77~83	67~72 84~94			73~100 95~100
			責任共有保証料率											
一般会社	一般保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	当座貸越（貸付専用型）根保証	責任共有保証料率	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	△0.1%		
	事業者カードローン根保証 カードSmile	責任共有保証料率 (特殊保証)	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	△0.1%		
	全国小口保証	信用保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	△0.1%		
		(商工会・商工会議所連携割引制度適用)	信用保証料率	1.98%	1.80%	1.62%	1.44%	1.21%	0.99%	0.81%	0.63%	0.45%	△0.1%	
	プロパー協同融資保証（アストラライン）（法人）	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%		
		（アストラライン）（個人） 【青色申告特別控除の適用を受けていない場合等】	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	
	短期継続融資保証（通常枠）（ケイソク（通））	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
		責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%		
	短期継続融資保証（税理士連携枠）（ケイソク（税））	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%		
	短期継続融資保証（金融機関モニタリング枠）（ケイソク（金））	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%		
	中小会計要領評価保証（会計力）	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%		
	事業承継サポート保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	財務要件型無保証人保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	財務要件型無保証人保証割引制度（ロングラン70財務型）	責任共有保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	△0.1%	△0.1%	
	事業性評価保証（リレーシジョン）	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%		
	特別大口無担保保証（ロングラン70）	責任共有保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	△0.1%		
	SDGsトリアル保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	【目標達成できた場合】	責任共有保証料率	1.70%	1.55%	1.45%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%	△0.1%		
	SDGsステップアップ保証	責任共有保証料率	1.70%	1.55%	1.45%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%	△0.1%		
	流動資産担保融資保証	責任共有保証料率	0.68%											
	特定社債保証	責任共有保証料率	1.76%	1.60%	1.44%	1.28%	1.08%	0.88%	0.72%	0.56%	0.40%	△0.1%		
	経営安定関連保証1~4, 6号	信用保証料率	0.90%											
	経営安定関連保証5, 7, 8号	責任共有保証料率	0.80%											
	協会制度	創業関連保証	信用保証料率	1.00%										
		(商工会・商工会議所連携割引制度適用)	信用保証料率	0.90%										
		(大学連携割引制度適用)	信用保証料率	0.50%										
		スタートアップ創出促進保証	信用保証料率	1.20%										
		(大学連携割引制度適用)	信用保証料率	0.70%										
		事業承継特別保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	
【特別小口保証】		責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	△0.1%		
専門家の確認を受けた方		責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
信用保証料率		0.95%												
経営承継準備関連保証		責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
市町村制度	【特別小口保証】	信用保証料率	0.95%											
	特定経営承継準備関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	【特別小口保証】	信用保証料率	0.95%											
	特定経営承継準備関連保証	責任共有保証料率	1.15%											
	特定経営承継準備関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%		
	【特別小口保証】	信用保証料率	0.95%											
	専門家の確認を受けた方	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	△0.1%		
	信用保証料率	0.95%												
	事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）	責任共有保証料率	0.70%											
	信用保証料率	0.80%												
事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	保証料率	0.20%												
伴走支援型特別保証	保証料率	0.20%												
一般保証	保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%				
事業者選択型	保証料率	2.15%	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.70%				
経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）	保証料率	2.35%	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%				
【(3)】	保証料率	1.15%												
プロパー融資借換特別保証制度	保証料率	1.35%												
責任共有保証料率	1.25%													
小規模企業者枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
小規模企業者特別枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
経営者保証非提供促進枠（*4）	保証料率	1.10%												
経営者保証非提供促進枠（*4）	保証料率	1.30%												
新規枠	責任共有保証料率	1.75%	1.60%	1.40%	1.20%	1.00%	0.85%	0.65%	0.45%	0.30%	△0.1%			
経営安定関連保証 4号	信用保証料率	0.85%												
経営安定関連保証 5号	責任共有保証料率	0.80%												
借入れ保証	信用保証料率	0.85%												
経営安定関連保証 4号	責任共有保証料率	0.80%												
経営安定関連保証 5号	責任共有保証料率	0.80%												
ポストコロナ新規枠（伴走支援型特別保証） 経営安定4号	信用保証料率	0.20%												
ポストコロナ新規枠（伴走支援型特別保証） 経営安定5号	責任共有保証料率	0.20%												
ポストコロナ新規枠（伴走支援型特別保証） 一般保証	責任共有保証料率	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%								
ポストコロナ借換枠（伴走支援型特別保証） 経営安定4号	信用保証料率	0.20%												
ポストコロナ借換枠（伴走支援型特別保証） 経営安定5号	保証料率	0.20%												
保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%					
SDGs推進企業応援枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
再生支援枠	責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.72%	0.52%	0.37%	△0.02%			
保証料率	0.20%													
CO2ネットゼロ推進枠	責任共有保証料率	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%	△0.1%	△0.1%		
蓄電池・自家発電設備	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
CO2排出削減	責任共有保証料率	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.40%	0.30%	0.20%	△0.1%			
事業承継枠	責任共有保証料率	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.40%	0.30%	0.20%	△0.1%			
事業承継特別保証・経営者保証借換関連保証（専門家の確認を受けた方）	責任共有保証料率	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%	△0.1%	△0.1%		
がんばる企業応援枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
D Xデジタル推進枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%			
通常枠	責任共有保証料率	0.95%	0.875%	0.775%	0.675%	0.575%	0.50%	0.40%	0.30%	0.225%	△0.1%			
原価価格・物価高騰対応枠	信用保証料率	1.00%												
創業枠（創業関連保証）	信用保証料率	1.20%												
【スタートアップ創出促進保証】	信用保証料率	1.20%												
創業枠（一般保証）	責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.72%	0.52%	0.37%	△0.02%			
創業サポート枠（創業関連保証）	信用保証料率	0.50%												
【(大学連携割引制度適用)】	信用保証料率	0.00%												
【スタートアップ創出促進保証】	信用保証料率	0.70%												
【(大学連携割引制度適用)】	信用保証料率	0.20%												
創業サポート枠（一般保証）	責任共有保証料率	1.32%	1.17%	0.97%	0.77%	0.57%	0.42%	0.22%	0.02%	0.00%	△0.02%			
【(大学連携割引制度適用)】	責任共有保証料率	0.00%												
女性創業枠（創業関連保証）	信用保証料率	0.70%												
【スタートアップ創出促進保証】	信用保証料率	0.90%												
緊急経済対策資金借換枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	△0.1%		
全国小口市町村小規模事業者小口簡易資金	信用保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%				
長浜市創業支援資金保証	信用保証料率	0.50%												
長浜市創業支援資金保証（優遇）	信用保証料率	0.00% (*5)												

(\*1) 割引（有担保）…有担保（不動産等）の場合、0.1%の割引を行います。（ただし、一部の県制度については、0.02%の割引）  
 なお、割引の適用をしない制度があります。  
 (\*2) 割引（会計処理）…会計参与設置会社の場合、0.1%の割引を行います。  
 (\*3) 標記の保証料率に対して、申込日に応じた国からの保証料の補助（0.15%~0.05%に相当する額）があります。（詳細はP2をご覧ください）  
 (\*4) 一般保証および経営安定関連保証5号を利用の場合の保証料率は国補助制度と同じ扱いになります。  
 (\*5) 1千万円までの範囲で優遇料率が適用となります。

**琵琶湖** **滋賀県信用保証協会 「コロボしが21」7階・8階**

**アクセスのご案内**

JR琵琶湖線 大津駅より徒歩	約20分
京阪バス「商工会議所前」下車	約2分
膳所駅より徒歩	約15分
膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩	約4分

〒520-0806  
大津市打出浜2-1 「コロボしが21」7F・8F  
<https://www.cgc-shiga.or.jp>

滋賀県信用保証協会HP

LINE公式アカウント

	部署名	直通電話番号	FAX	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援・事業承継支援
		保証第2課	077-511-1322		創業申込審査・創業支援・創業相談
		創業支援課	077-511-1320		保証・契約・担保等事務管理
		事務統括課	077-511-1325		経営支援・再生支援・事業承継支援
	経営支援部	経営支援課	077-511-1323		経営相談・経営支援・事業承継支援
		経営相談課			
管理部	管理課	077-511-1330	求償債権管理・回収		
	調整課	077-511-1340	延滞債務管理・代位弁済		
8階	総務企画部	総務課	077-521-2189	人事・庶務・経理	
		企画デジタル課		保証業務企画・推進・広報・デジタル化推進等諸計画進行管理	
		システム課		電算システム企画・運用・管理・デジタル技術の情報収集活用等	



2025わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
マスコットキャラクター

当協会はわたSHIGA輝く国スポ・障スポを  
オフィシャルサポーターとして応援しています



きっかけは、その保証でありたい  
**滋賀県信用保証協会**



- 用紙: 責任ある木質資源や再生資源を使用したFSC®認証用紙
- インキ: 環境配慮型インキ(植物油インキ or ノンVOCインキ)
- 印刷: 有害な廃液を排出しない水なし印刷